

「投資契約締結規則」（非公式訳）

日本貿易振興機構（ジェトロ） 海外調査部

2015 年 3 月

- ❖ 本資料は、日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した非公式訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
- ❖ 本資料の利用に際しては、必ずモンゴル語原文に依拠いただきますようお願いいたします。
- ❖ 禁無断転載

2014 年 2 月 21 日施行

投資契約締結規則

1. 総則

- 1.1 この法律の目的は、政府が投資法の第 20 条に示す通りモンゴル国に 5 千億トゥグルグ以上の投資を安全に行えるように、保持証書を所有する投資家及び証明書を取得していない投資機関と投資法またその他関連する法律の範囲内で投資契約を締結するなどに関連する活動を規制することである。
- 1.2 この法律の対象は、投資法及び投資法施行細則で示される投資家である。
- 1.3 投資法の第 4 条 4.7 で示された原子力エネルギー部門の投資契約締結、また鉱物法の第 5 条 5.3、5.4、5.5 で示された鉱業地使用契約、石油法に従って生産分与契約を締結する場合は、本法律は適用されない。

2. 投資契約締結の申請をする

- 2.1 投資法の第 20 条 20.1 また 20.5 で示される通り、5 千億トゥグルグ以上の資金を投資する投資者である法人は、投資法及び本法律に従って、投資契約を結ぶ申請を、投資を管轄する国の行政機関に提示する必要があり、申請には以下の書類を添付する。
 - 2.1.1 安定した雇用を生み出すことに関する情報；
 - 2.1.2 先進技術を導入することに関する情報；
 - 2.1.3 申請する法人の株主、事業または以前に実施した計画に関する情報；
 - 2.1.4 申請する法人の国の登記簿謄本及び法律で要求される場合は権利を有する機関から与えられた特別許可証のコピー、その他の証明書または権利の所有者の場合は所有証明書の写しをそれぞれ 1 枚；

- 2.1.5 投資総額が5千億トゥグルグまたはそれ以上に相当する事業計画に関連する分野の行政中央機関または付属科学技術委員会が認定する技術とその経済的裏付け；
- 2.1.6. 投資法の第21条に従って許可を取得する必要がある場合は取得した許可証の写し；
- 2.1.7. 環境アセスメント報告書；
- 2.2 投資に関する問題を管轄する中央行政機関は、本法律の2.1に示される投資契約締結の申請を受付け審査する。
- 2.3 投資に関する問題を管轄する中央行政機関は申請審査の際、投資家法人から本規則の2.1に従い、その他の必要書類を要求しても良い。
- 2.4 投資に関する問題を管轄する中央行政機関は、下記に基づいて投資契約交渉に入ることを拒否することができる；
 - 2.4.1. 投資家の任意の活動、投資資質がモンゴル国家安全保障の概念に反している；
 - 2.4.2. 非効率的な投資、モンゴルの国家予算、財政収入、政策への悪影響をもたらす場合；
 - 2.4.3 投資家の投資総額が5千億トゥグルグに達していないものと技術的及び経済的裏付けに基づいた計算及び金融会計で評価された場合；
 - 2.4.4 投資法の第21条で示された許可を取得する必要がある法人がその許可を取得していない場合；
 - 2.4.5 投資法の第16条の16.1で示された条件を満たしていないことが認められた場合；
 - 2.4.6 投資家の任意の活動、投資プロジェクトが自然環境に大きな害をもたらす可能性がある場合；

2.5 投資に関する問題を管轄する中央行政機関は、この法律の 2.4 で示される状況が発生したかどうかを確認する際に関連機関の意見、評価を参考にして判断する。

2.6 この法律の 2.4 で示された投資契約交渉に入ることを拒否する根拠があることが判明した場合、投資に関する問題を管轄する中央行政機関が投資申請した法人へ書面で通知する。

3. 交渉する、契約を締結する

3.1 この法律の 2.4 で定められた拒否する裏付けがあることが判明していない場合、投資に関する問題を管轄する中央行政機関が申請した法人に投資契約締結交渉を提言する。

3.2 投資に関する問題を管轄する中央行政機関は申請した法人と投資契約交渉を行うために必要に応じてワーキンググループを設置する。ワーキンググループには関連分野に関する問題を担当する政府職員または代理者が出席し、ワーキンググループの構成は投資に関する問題を管轄する政府職員によって承認される。

3.3 ワーキンググループは交渉の際に専門の科学者、研究員によって構成された第三者機関から助言を受けることができるが、関係費用は投資に関する問題を管轄する政府職員によってその都度内閣の閣議で報告されなければならない。

3.4 この規則の 3.2 に決めたワーキンググループはこの時に施行されている法律は規則の範囲内で交渉を行い、投資契約プロジェクトを申請する法人と交渉する。

3.5 ワーキンググループリーダーまたは投資に関する問題を管轄する中央行政機関の関係者は、交渉の状況について投資に関する問題を管轄する政府職員に定期的に報告する責任がある。

3.6 契約当事者は投資契約プロジェクトの交渉で相互に合意が得られた際、投資に関する問題を管轄する政府職員に報告する。

3.7 投資に関する問題を管轄する政府職員はその投資契約プロジェクトを承認した場合モンゴル政府行政法及び関連規則に従い関連する問題に基づいて閣議で議論される。

3.8 政府はその投資契約をするか否かについて関係法令や規則に従って決定を下す。

- 3.9 政府が投資契約プロジェクトを承認した場合、投資法の第 20 条の 20.2 の取決めに従い投資に関する問題を管轄する政府職員が署名する権限を得て、申請する法人と投資契約を結ぶ。

4. 契約の内容

- 4.1 投資契約書をモンゴル語と英語で作成し、投資契約には下記の事項を含まなければならない。

- 4.1.1 投資契約を結んだ法的根拠；
- 4.1.2 投資契約当事者の所有する株式所有率、株式数；
- 4.1.3 投資プロジェクトを法人組合、合併形態、または関連法人と共同で実行する場合は投資契約の調整に適用する法人の名称及び公認会計・納税者証明番号；
- 4.1.4 投資目的、基本活動；
- 4.1.5 投資の規模・原資；
- 4.1.6 投資期間・方法；
- 4.1.7 投資契約の期限；
- 4.1.8 投資法の第 20 条の 20.4 で定められた通りに関税の仕組みを安定化させ、調整すること、また財政支援の条件；
- 4.1.9 契約に基づいて成立するプロジェクトの技術的及び経済的裏付け、これに変更がある場合は契約の見直しを検討する；
- 4.1.10 人の健康、自然環境への影響、悪影響を緩和・提言させる方法、ソリューションについて；
- 4.1.11 その他の生産活動、サービス活動への影響；
- 4.1.12 地域の発展に貢献；
- 4.1.13 労働関連の法令を遵守し、新たな雇用の創出、人材の育成について；

- 4.1.14 インフラ、都市開発、社会的及び文化的問題をどのように解決するかについて；
 - 4.1.15 モンゴル国民、企業にビジネスチャンスを与えられるかどうか；
 - 4.1.16 投資家の基幹事業の製品の生産、加工、販売量、価格について；
 - 4.1.17 不可抗力の場合の措置；
 - 4.1.18 政府の権利と責任；
 - 4.1.19 投資家の法的権利と義務；
 - 4.1.20 投資契約を改正・変更する根拠；
 - 4.1.21 契約解除、契約終了の根拠；
 - 4.1.22 紛争解決；
 - 4.1.23 当事者の契約の履行を監視する方法；
 - 4.1.24 投資家が契約上の義務を果たすことが出来ず、投資法で定められた総額に足していない場合は、投資家に対する税制優遇及びその他権利を無効とし、契約上義務づけられた税金額を請求することについて；
 - 4.1.25 当事者間で合意したその他の条件
- 4.2 契約は有効な法律や法令に従わなければならない。

5. 契約の履行を監視

- 5.1 投資契約を締結した投資法人は投資法及び投資契約に従い、投資活動、プロジェクトの実施に関する報告を翌年の第 1 四半期までに作成し、投資に関する問題を管轄する中央行政機関に提出する義務がある。
- 5.2 投資契約の履行状況を投資に関する問題を管轄する中央行政機関が監視し、必要に応じて業界及びその他関連機関と協力して判断することができる。

- 5.3 投資契約から生じる違反、欠陥については投資に関する問題を管轄する中央行政機関が投資契約を締結した投資法人に速やかに通知し、正常化するための適切な措置をとる。
- 5.4 投資家が契約上の義務を果たさない場合は契約を一時的に停止、解除する権利を政府が有する。
- 5.5 契約関係から生じる投資紛争はモンゴル国の法律と契約に従って解決されるものとする。

6. その他

- 6.1 投資に関する問題を管轄する中央行政機関は、投資家と締結した投資契約に関する情報を 5 営業日以内に税金を担当する国家行政機関に通知する。